

獨協医科大学外部評価及び認証評価に係る実施細則

令和6年11月1日
制定

(目的)

第1条 この細則は、獨協医科大学内部質保証推進規程第7条第1項第4号に規定する外部評価及び認証評価（以下「外部評価等」という。）への対応を、円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 前条に規定する外部評価等は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）（以下「J U A Aの認証評価」という。）
- (2) 一般社団法人日本医学教育評価機構による医学教育分野別認証評価（以下「J A C M Eの認証評価」という。）
- (3) 一般財団法人日本看護学教育評価機構による看護学教育分野別認証評価（以下「J A B N Eの認証評価」という。）

(外部評価等の体制)

第3条 前条に規定する外部評価等に対する体制は、内部質保証推進委員会の管理・支援のもと次のとおりとする。

- (1) J U A Aの認証評価への対応は、全学自己点検・評価委員会が所管する。
- (2) J A C M Eの認証評価への対応は、医学部自己点検・評価委員会が所管する。
- (3) J A B N Eの認証評価への対応は、看護学部自己点検・評価委員会が所管する。

(運用)

第4条 前条第2号の医学部自己点検・評価委員会は、医学部教育プログラム評価委員会に対して、J A C M Eの認証評価の対応を実施させるものとする。

2 前条第3号の看護学部自己点検・評価委員会は、看護学部教育プログラム評価委員会に対して、J A B N Eの認証評価の対応を実施させるものとする。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則（令和6年 細則第11号）

この細則は、令和6年11月1日から施行する。